

令和2年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年8月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第8回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関係する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。(下記に「★」で記載)

※代表推進委員の出席も控えていただいた。(下記に「★」で記載)

2. 出席委員

【農業委員12名】

1番 藤原 浩俊 (欠席)	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美 (★)
7番 原野 道明	8番 森部 賢一 (欠席)	9番 武井 正道
10番 手島 博行 (★)	11番 手島 信行 (★)	12番 畑 和徳 (★)
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜 (★)	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (★)	21番 浦塚 洋明 (★)	22番 坂田 稔 (★)
23番 金子 耕三 (★)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局長 松田 勝久

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久
係長 中村 敬一郎(欠席)
事務吏員 松尾 康年

事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。1番藤原委員と8番森部委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いたします。それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員12名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に13番田中委員、15番穴見委員を指名いたします。よろしくお願いたします。それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

2ページまで11件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から11番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から11番について、これを受理いたします。3ページをお開きください。次に、報告第2号「農地法第4条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。

4ページをお開きください。次に、議案第1号「農地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

7ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり

ますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の15番穴見委員、31番高良委員を指名いたします。

次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の2番樋口委員、23番金子委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の5番手嶋委員、38番井手委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の3番田中委員、26番空閑委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。

審議番号1番から5番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から5番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

9ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。12ページまで10件ございます。

ご審議方よろしくお願います。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。

5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願います。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は農地の荒廃を防ぐため、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住で利用が難しいためですが、当該地は災害により被災しているため、農地改良復旧事業により復旧予定です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方在住で利用が難しいため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の1番藤原委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住で耕作できないため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の8番森部委員が欠席ですので事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は兄から弟への贈与、譲渡人は平成29年の豪雨災害により離農するため、兄から弟への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は病気による離農のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時50分まで休憩します

14時19分休憩

14時50分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

13ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。

3番 (田中委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は貸露天資材置場の設置。理由は賃料収入を得るため、貸露天資材置場を整備するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、集落接続に該当、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

14ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。7件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。

9番 (武井委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は隣接住宅を購入し、自家用駐車場及び保険代理店を営むための来客用駐車場を整備するもの。農地法の運用は、その他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。排水等の処理についても地元と合意が成立しています。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番から6番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議長交代：会長 → 副会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は特定建築条件付売買予定地の整備、理由は周辺地域は住環境が良く、宅地化も進んでいるため、建築条件付宅地分譲とするもの。農地法の運用は、市役所から1km以内で宅地の面積割合が40%以上の区域にある農地に該当します。用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の設置、理由は災害復旧工事の業務量増加に伴い、資材置場が不足しているため整備するもの。農地法の運用は宅地化が見込まれる区域内の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、敷地排水等は水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
議長

賛成の挙手。

賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番

(後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。

ご審議方よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

- なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在、借家住まいのため自己用住宅を建築するもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等は水路へ放流することで、区長及び水利組合と合意済みです。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認いたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は雨水排水路の設置、理由は隣地を住宅に転用するにあたり、雨水の放流先水路まで繋ぐ水路が必要なため整備するもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認いたします。議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。
- 13番 (田中委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、近隣で飲食店を開業したが、駐車場が不足しているため整備するもの。農地法の運用は、その他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 議 長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認いたします。
16ページをお開きください。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号1番から2番については、推進機構への売渡しです。審議番号3番から6番については、推進機構からの買入れです。以上、1番から6番までの各計画につき

ましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

18ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件ございます。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

15番樋口委員

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、農用地区域外、第2種農地、20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。4番森山委員

4番 (森山委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、都市計画用途区域内、第3種農地、20年以上前から宅地課税されています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員

2番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の状況は、農用地区域外、第2種農地、20年以上前から宅地課税されています。なお、平成4年度に倉庫を建設してあります。当該地は平成29年の豪雨災害により被災してありますが、今回倉庫の増築をされるそうです。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:17)